

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

基本的事項

1 事業の概要

特別会計名：下水道事業特別会計

事業名	公共下水道、特定環境保全公共下水道（公共下水道事業）		
事業開始年月日	S54.12.22	地方公営企業法の適用・非適用	適用 ✓ 非適用
団体名	常陸太田市	職員数（H19.4.1現在）	11
構成団体名			

注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

2 財政指標等

資本費	341円（H18）	公営企業債現在高（百万円）	8,191
累積欠損金（百万円）	-	利益剰余金又は積立金（百万円）	36
不良債務（百万円）	-	財政力指数	(H18)0.42
資金不足比率（%）		実質公債費比率（%）	(H19)14.3
		経常収支比率（%）	(H18)93.9

注 平成17年度（又は平成18年度）の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。

なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 ✓ 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 該当なし
〔合併期日：平成16年12月1日 合併前市町村：常陸太田市、金砂郷町、水府村、里美村〕 金砂郷・水府広域下水道組合で行っていた特定環境保全公共下水道事業を常陸太田市公共下水道会計に統合した。

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 にしを付けた上で内容を記載すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	常陸太田市下水道事業経営健全化計画
計画期間	平成19年度～平成23年度
計画策定責任者	常陸太田市長 大久保太一
既存計画との関係	集中改革プラン
公表の方法等	広報、ホームページ
基本方針	現在、処理区域の拡大に伴う建設事業を行っており歳出が大である。建設費については、更なるコスト縮減に努める。維持管理費については、使用料で対処しているが、資本費の負担が大きいため、使用料ではまかなえないため、市債発行の抑制、行政経費の削減、更には、料金の見直しを行い経営の安定化を図る。

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

(単位：百万円)

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	336	389	15	740
	補償金免除額	52	102	3	157
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額		129		129
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額	171	69		239

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所にて予め相談・調整の上、確認した補償金免除(見込)額を記入すること。

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	公共下水道	242,004	276,705	796	519,505
	流域下水道	94,093	112,363	13,711	220,167
合 計 (A)		336,097	389,068	14,507	739,672
一 般 上 記 の う ち (再掲) 再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		336,097	389,068	14,507	739,672

【旧簡易生命保険資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公 営 企 業 債	公共下水道		128,808		128,808
合 計 (A)			128,808		128,808
一 般 上 記 の う ち (再掲) 再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)			128,808		128,808

【公営企業金融公庫資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	公共下水道	131,571	50,847		182,418
	流域下水道	38,600	17,469		56,069
合 計 (A)		170,171	68,316		238,487
一 般 上 記 の う ち (再掲) 再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		170,171	68,316		238,487

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。
2 必要に応じて行を追加して記入すること。

財務状況の分析

区 分	内 容	
財務上の特徴	<p>・昭和54年から公共下水事業を開始し、平成2年4月に一部供用開始した。一部市街地を除き田園都市であることから35人/haと処理区域内人口密度が低く、汚水処理単価(資本費)が類似団体よりも高なっている。よって使用料回収率も低い状況にある。</p> <p>・平成16年12月の市町村合併により、旧金砂郷町、水府村で取り組んでいた特定環境保全公共下水道を引き継ぎ、平成19年4月に一部供用開始をしたところであるため、使用料収入がまだ確保できないため、一般会計からの繰入で補っている状況である。</p>	
経営課題	課 題	料金水準の適正化
	<p>・維持管理費は現在の料金で回収できているが、資本費を回収できない水準にあるので適正な料金の設定を行う必要がある。</p>	
	課 題	資本投下の抑制
	<p>・資本費単価を抑制するため事業を抑制する必要があるが、公共下水道、特定環境保全公共下水道とも事業半ばであり普及率が低いことから、効果的な整備の見直しが必要である。</p>	
	課 題	普及率及び水洗化率の向上
	<p>・普及率及び水洗化率を向上させるため、大規模住宅団地のコミプラから公共下水道への切り替えを図る必要がある。 (H18年度末 普及率23.8%、水洗化率80.8%)</p>	
	課 題	維持管理の効率化
<p>・処理区域の拡大(H18年度末 整備率23.5%)により、今後も維持管理費が増加することから、維持管理の徹底した見直しを行う必要がある。</p>		
課 題		
留意事項		

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記載すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

今後の経営状況の見通し（法非適用企業）

(1) 収益的収支、資本的収支

(単位:百万円,%)

区 分		年 度	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)		416	421	455	430	537	644	669	670	689	718
	(1) 営 業 収 益 (B)		180	194	222	213	210	226	223	227	237	307
	ア 料 金 収 入		163	169	182	190	188	191	197	201	211	281
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)											
	ウ そ の 他		(16) 17	(25) 25	(39) 39	(23) 23	(22) 22	(35) 35	(25) 26	(25) 26	(25) 26	(25) 26
	(2) 営 業 外 収 益		236	228	233	217	327	418	446	443	452	411
	ア 他 会 計 繰 入 金		230	228	233	217	327	407	432	434	445	405
	イ そ の 他		6					11	14	9	7	6
	2 総 費 用 (D)		416	421	455	430	409	516	523	509	504	515
	(1) 営 業 費 用		136	147	187	172	165	248	265	267	270	285
	ア 職 員 給 与 費		15	16	26	27	28	46	47	47	47	47
	ウ ち 退 職 手 当											
	イ そ の 他		121	131	161	144	137	202	218	220	223	238
	(2) 営 業 外 費 用		280	274	268	258	245	268	258	242	234	230
	ア 支 払 利 息		280	274	268	258	245	268	258	242	234	230
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息							1	1	1	1	1	
イ そ の 他												
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)						128	128	146	161	185	203	
資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)		818	1,059	1,620	1,394	1,481	1,291	1,769	1,586	1,133	1,102
	(1) 地 方 債		266	321	573	545	693	572	1,160	959	474	430
	(2) 他 会 計 補 助 金		313	416	482	365	251	237	244	248	262	269
	(3) 他 会 計 借 入 金											
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金											
	(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金		174	261	506	453	513	425	308	307	307	306
	(6) 工 事 負 担 金		65	60	55	19	14	57	57	72	90	97
	(7) そ の 他		0	1	4	12	10					
	2 資 本 的 支 出 (G)		807	1,035	1,593	1,427	1,624	1,429	1,915	1,747	1,318	1,305
	(1) 建 設 改 良 費		595	793	1,335	1,075	1,242	1,116	974	944	941	904
	ウ ち 職 員 給 与 費		90	94	75	70	65	34	34	34	34	34
	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)		212	242	258	352	381	313	941	803	377	401
	(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金		0									
	(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金		0									
	(5) そ の 他		0									
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)		11	24	27	-33	-143	-138	-146	-161	-185	-203	

(単位:百万円,%)

区 分	年 度									
	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	11	24	27	-33	-15	-10				
積 立 金 (K)										
前 年 度 か ら の 繰 越 金 (L)	25	36	60	87	55	10				
前 年 度 繰 上 充 用 金 (M)										
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	36	60	87	54	40					
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (O)	0	16	21	6	1					
実 質 収 支 (N)-(O)	36	44	66	48	39					
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)										
収 益 的 収 支 比 率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	66.2	63.5	63.8	55.0	68.0	77.7	45.7	51.1	78.2	78.4
地方財政法施行令第20条第1項により算定した 資 金 の 不 足 額 (R)										
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	180	194	222	213	210	226	223	227	237	307
資 金 不 足 比 率 ((R)/(S)×100)										
積 立 金 現 在 高	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36
企 業 債 現 在 高	7,351	7,463	7,794	7,898	8,191	8,183	8,041	7,816	7,566	7,300
うち建設改良費・準建設改良費に係るもの	7,351	7,463	7,794	7,898	8,191	8,183	8,041	7,816	7,566	7,300
うちその他に係るもの										

(2) 他会計繰入金

(単位:百万円)

区 分	年 度									
	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
収 益 的 収 支 分	247	253	272	240	349	442	457	459	470	429
うち基準内繰入金	131	125	129	104	315	338	303	314	333	344
うち基準外繰入金	116	128	143	136	34	104	154	145	137	85
うち料金収入に計上すべき繰入等										
うち赤字補てん的なもの	116	128	143	136	34	104	154	145	137	85
資 本 的 収 支 分	313	416	482	365	251	237	244	248	262	269
うち基準内繰入金	58	66	64	52	47	42	37	35	30	24
うち基準外繰入金	255	350	418	313	204	194	207	213	232	245
うち赤字補てん的なもの	255	350	418	313	204	194	207	213	232	245

(3) 経営指標等

(単位:%)

		平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	
資金不足比率	(%) (再掲)											
料金回収率	(%)	37.0	35.6	35.1	30.4	43.9	42.6	18.0	21.3	42.9	54.6	
総収支比率(法適用)	(%)											
経常収支比率(法適用)	(%)											
営業収支比率(法適用)	(%)											
累積欠損金比率(法適用)	(%) (再掲)											
収益的収支比率(法非適用)	(%) (再掲)	66.2	63.5	63.8	55.0	68.0	77.7	45.7	51.1	78.2	78.4	
不良債務比率(法適用)又は 赤字比率(法非適用)	(%) (再掲)											
繰入金比率	収益的収入分	(%)	59.4	60.1	59.8	55.8	65.0	68.6	68.3	68.5	68.3	59.7
	うち基準内繰入金	(%)	31.5	29.7	28.4	24.2	58.7	52.5	45.3	46.9	48.3	47.9
	うち基準外繰入金	(%)	27.9	30.4	31.4	31.6	6.3	16.1	23.0	21.6	19.9	11.8
	うち料金収入に計上すべき繰入等	(%)										
	うち赤字補てん的なもの	(%)	27.9	30.4	31.4	31.6	6.3	16.1	23.0	21.6	19.9	11.8
	資本的収入分	(%)	38.3	39.3	29.8	26.2	16.9	18.3	13.8	15.6	23.1	24.4
	うち基準内繰入金	(%)	7.1	6.2	4.0	3.7	3.2	3.3	2.1	2.2	2.6	2.2
	うち基準外繰入金	(%)	31.2	33.1	25.8	22.5	13.8	15.0	11.7	13.4	20.5	22.2
うち赤字補てん的なもの	(%)	31.2	33.1	25.8	22.5	13.8	15.0	11.7	13.4	20.5	22.2	

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 資金不足比率(%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = 地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = 地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率(%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率(%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率(%) = (営業収益 - 受託工事収益) / (営業費用 - 受託工事費用) × 100

(5) 累積欠損金比率(%) = 累積欠損金 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率(%) = 総収益 / (総費用 + 地方債償還金) × 100

(7) 不良債務比率(又は赤字比率)(%) = 不良債務(又は実質赤字額) / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(8) 繰入金比率(%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入(又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあっては使用料回収率)について記載すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率(%) = 供給単価₁ / 給水原価₂ × 100

1 供給単価(円/m³) = 給水収益 / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

2 給水原価(円/m³) = (経常費用 - (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価 + 附帯事業費 + 基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用 - (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価 + 附帯事業費 + 基準内繰入金 + 減価償却費) + 企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用 - (受託工事費 + 基準内繰入金) + 地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率(%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方(前提条件)
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	・平成23年に料金改定を予定した。 ・平成23年に真弓団地の接続(約500世帯)を予定した。
2 他会計繰入金の見込み	・市償還分に一般会計繰入金を充てていることから、償還ピークの平成29年頃まで繰入金が増加し、それ以降は減少する見込みである。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	・平成20年度から雨水事業に取り組むが、下水道事業全体で現計画予定額を大きく超えない計画とした。
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	・人件費については、平成19年度に2名の人員削減を行い、それ以降は現人員で算定した。

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定(前提条件)について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

経営健全化に関する施策

項 目	具 体 的 内 容
1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減	
地方公務員の職員数の純減の状況	<p>職員数については、定員管理適正化計画に基づき定員管理の適正化を図っており、平成19年4月1日現在の職員数は730人(計画達成率:37.0%)となっている。今後も高齢層職員に対する勧奨退職制度の維持と勧奨の推進、年齢構成バランスに配慮した退職者補充の抑制等により、平成19年度から平成23年度までの5年間で61人の職員削減を図る。</p> <p>数値目標 760人(H17.4.1) 679人(H22.4.1) 10.7%(81人減) 実績 760人(H17.4.1) 730人(H19.4.1) 3.9%(30人減) 公営企業,一般会計全体</p>
給与のあり方	<p>下記項目以外とし特殊勤務手当について、制度の趣旨に合致しないもの、その業務が本務であると判断されるものなどを給与適正化検討委員会において見直しを行い、平成20年度より21種類中19種類の特殊勤務手当を廃止することとしている。</p>
国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方	<p>国の給与制度に準拠し、平成18年4月1日から新給料表により平均4.8%の引下げ、昇給抑制措置(1号給抑制)を実施している。なお、地域手当については、従前から支給していない。 更に、人件費の削減策として、管理職手当の一律10%カット(4,502千円減)を実施した。</p>
技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方	<p>(現状) ・平成19年度ラスパイレス指数は104.2(H18年度は107.7, H17年度は109.8)</p> <p>(取組状況) ・一般行政職だけでなく技能労務職も、特殊勤務手当について見直しを行い、平成20年度から適正化する。 ・「民間委託の推進」及び「定員管理適正化計画に基づく雇用抑制」。 ・国に準じて給与制度を運用する。 ・平成18年度4月には平均4.8%減額となる給料表や高齢職員昇給抑制措置などを国に準じて導入し、職員給与の抑制を行っている。 (公表の時期) ・上記取組については平成20年2月に職員給与等の公表と併せて公表する。</p>
退職時特昇等退職手当のあり方	<p>国に準じて平成18年度から退職時特別昇給制度を廃止した。</p>
福利厚生事業のあり方	<p>(見直し状況) ・H17年度において一般会計から職員共済会への補助金の削減。 H16 1人当たり17,000円(455人分 7,735千円) H17 1人当たり7,000円(767人分 5,369千円)</p> <p>(補助金の使用目的) ・地方公務員法第42条に規程されている市が行うべき職員への福利厚生事業に充てている。 (福利厚生事業内容) 職員レクリエーション(地元お祭り参加等)事業 各種助成(球技大会への参加助成等)事業 保険加入(職員一人当たり動産50万円の火災保険加入等)事業 (福利厚生事業内容について) ・補助金を充てている福利厚生事業内容については、その内容が適正かどうかを近隣市町村の状況を踏まえながら検討していく。</p>
2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用等	
維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	<p>【課題】公共下水、特環下水道とも処理区域の拡大中であり、動力費等の維持管理費の削減は困難であることから、それ以外の徹底した事務経費の削減を図る。</p>
指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用	<p>【課題】民間委託の推進...経費の削減,事務の効率化を図るため、「外部委託推進ガイドライン」を策定し、ガイドラインの周知及び活用し、事務事業の民間委託を推進する。</p>

経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容
3 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保	<p>料金水準が著しく低い団体にあつては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組</p> <p>【課題】使用料水準については国の定める水準より低い。本市は平成16年12月に1市1町2村で合併したが、農業集落排水事業の使用料金が合併協議の中で継続協議とされ、平成22年度までに料金統一としているため、公共下水道についてもこれらを考慮し、平成23年度からの料金改定を予定している。</p>
4 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入	<p>経営健全化や財務状況に関する情報公開</p> <p>今までも広報紙やホームページにより公表をして来たが、今後も市民が理解しやすい内容や方法を工夫し適切に開示をしていく。</p> <p>行政評価の導入</p> <p>新行政評価システムの導入...市総合計画の推進にあたり、PDCAによる適正な行財政運営を進めるため、実施計画における定量化の徹底と翌年度予算に評価を反映させることができる評価システムを平成19年11月から導入する。</p>
5 その他	<p>【課題】管渠布設による集合処理事業は、資本費の投資額が大であることから、市町村設置型浄化槽整備事業への見直し平成19年度からを行う。</p> <p>【課題】普及率及び水洗化率を向上させることは料金収入の増になることから、団地のコミプラ管理組合等との連携を密にし、早期接続に努める。</p> <p>パブリックコメント制度の導入指針の策定...政策形成や計画策定の過程において、市民からの意見を募集し、その意見を結論に反映させる。</p>

注1 上記区分に応じ、「財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、に付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	・平成19年度に組織の見直しを行い、事務の統合を図ることにより職員数の減を図る。【 -1】
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	・コスト縮減等経費の見直し、事務事業及び施設管理の委託を推進し経営の効率化を図る。【 -2】 ・料金の適正化を図るため平成23年度の料金改定を目標とする。【 -3】 ・使用料確保のため料金係を新設し、収納率の向上を図る。【 -3】
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	・コスト縮減等経費の見直し、事務事業及び施設管理委託の推進による歳出を削減と、料金改定等による経常収益の向上により、基準外繰出しの減を図る。【 -2、-3】
4 その他	・下水道事業計画区域の見直しを平成19年に行い、集合処理での整備が非効率的な区域においては、平成20年度から戸別合併処理浄化槽での整備を行う。【 -5】

注1 上記各項目には、で採り上げた経営課題に対応する取組としてに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 次頁以下(1)から(5)までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

(各事業共通留意事項)

1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。
2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費(人件費、物件費、維持補修費等)に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れがないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体(事業)の取組状況に応じて、適宜、細分化(例:職員数 職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等)することは差し支えないこと。
3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。
4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後も継続するものとして、その後の各年度の改善額を計上すること。
5. 4による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目(資産売却益、工事コスト縮減等)については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、の当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。
6. 計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前5年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。
7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費(退職手当以外の職員給与費)その他改善額を計上することが可能なものの合計(「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計)を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。
8. 「(参考) 補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額(補償金免除(見込)額)であり、の「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。
9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示(留意事項)に従うこと。
10. 必要に応じて行を追加して記入すること。

線上償還に伴う経営改革促進効果(つづき)
 2 年度別目標等
 (5) 下水道事業

区分	目標又は実績	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	計画前5年間 実績	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画2年度)	平成21年度 (計画3年度)	平成22年度 (計画4年度)	平成23年度 (計画5年度)	計画合計
収入の確保	処理区域内人口(人)	13,305	13,482	14,449	14,463	14,640		20,763	20,932	21,144	21,353	23,065	
	A 増減	882	177	967	14	177		6,123	169	212	209	1,712	8,425
	水洗便所設置済人口(人)	10,296	10,833	11,598	11,742	11,826		12,338	12,996	13,840	14,716	17,110	
	B 増減	768	537	765	144	84		120	658	844	876	2,394	4,892
	水洗化率(%)	77.4	80.4	80.3	81.2	80.8		59.4	62.1	65.5	68.9	74.2	
	C 増減	0.0	3.0	0.0	0.9	-0.4		-21.4	2.7	3.4	3.5	5.3	-7
	有収水量(m³)	1,179,743	1,225,435	1,333,588	1,378,203	1,369,645		1,385,431	1,420,341	1,447,466	1,507,285	1,677,224	
	D 増減	85,743	45,692	108,153	44,615	-8,558		15,786	34,910	27,125	59,819	169,939	307,579
	使用料単価(円/m³) (使用料収入/有収水量)	138	137	137	138	137		138	139	139	140	167	
E 増減	-1	-1	0	1	-0		1	1	0	1	27	30	
料金改定率(%) (料金改定実施年度に記載)								0	0	0	0	25.0	25
F 増減													
収納率(%)	97.0	97.0	98.1	98.5	98.4		98.5	98.6	98.6	98.6	98.7	98.7	0
G 増減								0.1	0.1	0.0	0.1	0.0	0
その他()								0	0	0	0	0	0
H 増減													
経営の効率化	職員1人当たりの営業収益(千円)	17,992	19,354	24,654	23,672	23,337		20,590	20,309	20,687	21,492	27,910	
	増減	-545	1,362	5,300	-982	-338		-2,747	-281	378	805	6,418	4,573
	職員数(人)		10	13	13	13		11	11	11	11	11	
	増減	1	10	3	0	0		-2	0	0	0	0	-2
	I 増減	629,064	663,687	712,893	781,726	790,876		799,061	1,428,985	1,262,481	801,756	811,548	
	管理運営費(千円)	11,377	34,623	49,206	68,833	9,150		8,185	629,924	-166,504	-460,725	9,792	20,672
	処理区域内人口1人当たりの管理運営費(千円)	47	49	49	54	54		38	68	60	38	35	
	J 増減	-2	2	0	5	-0		-16	30	-9	-22	-2	-19
	汚水処理原価(円/m³) (汚水処理経費/有収水量)	373	386	390	453	313		324	773	654	326	306	
	K 増減	-19	12	4	63	-140		11	449	-119	-328	-20	-7
汚水処理原価(維持管理費)(円/m³) (汚水処理経費(維持管理費)/有収水量)	113	113	122	119	116		154	172	178	179	176		
L 増減	-5	-0	10	-4	-3		38	18	6	1	-3	60	
M 増減													
使用料回収率(%) (E/K×100)	37.0	35.6	35.1	30.4	43.9		42.6	18.0	21.3	42.9	54.6		
増減	1.5	-1.4	-0.5	-4.7	13.5		42.6	-24.6	3.3	21.7	11.6		
累積欠損金比率(%)													
増減													
企業債現在高(百万円)	7,351	7,463	7,794	7,898	8,191		8,183	8,041	7,816	7,566	7,300		
増減	20	112	331	104	293		-8	-142	-225	-250	-266		
収入の確保	使用料収入	163	169	182	190	188		191	197	201	211	281	
	改善額							3	9	13	23	93	141
	有収水量の増加							3	9	13	22	43	90
	使用料の適正化											49	49
	収納率の向上										1	1	2
その他()													
改善額													
経営の効率化	管理運営費							829	1,464	1,312	881	916	
	うち職員給与と費中の退職手当を除いたもの							46	47	47	47	47	
	改善額							13	12	12	12	12	61
	職員給与と費の適正化												
	維持管理費(上記以外)の適正化 (職員の減)							13	12	12	12	12	61
	うち職員給与と費中の退職手当												
	その他(戸別合併浄化槽事業への見直し)								23	23	23	23	
改善額								23	23	23	23	92	
計画前5年間改善額 合計							0	改善額 合計					294

計画前年度において使用料単価150円/m³(20m³当たり3,000円)未満(処理原価が150円/m³未満の場合は処理原価未満)の事業にあっては、下記に使用料適正化の考え方を記載し、当該適正化による増収額を記載すること。

'収入の確保'その他 例:未利用地の売却、資産の有効利用(用地等の貸付)、再生水の販売収入など(記入単位は百万円とするが、会計規模により千円単位でも可とする。)

'経営の効率化'その他 例:建設コストの縮減(上下水共同施工の実施、工法の見直し・技術開発の促進など)、建設改良費の抑制は除く。)、電気・機械設備等の計画的修繕による長寿命化など(記入単位は百万円とするが、会計規模により千円単位でも可とする。)

(収入の確保及び経営の効率化に向けた取組みについて)

使用料適正化の考え方

適正化を図るため平成23年度に2.5%程度の料金改定予定。

民間委託の取組状況

引き続き既存委託のものについても、見直しを行いながら民間委託を行う。

その他に記載された項目に関する取組等

組織の見直しにより、職員数2名の削減を行う。

効率的な汚水処理施設設備を図るため、一部非効率な場所については、集合処理から浄化槽整備への切り替えを行う。

(参考) 補償金免除額 157 (単位:百万円)